新規上場申請のための四半期報告書

（第15期第１四半期）

自2021年４月１日
至2021年６月30日

ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 1
　第２　事業の状況 …… 2
　　１　事業等のリスク …… 2
　　２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 2
　　３　経営上の重要な契約等 …… 3
　第３　提出会社の状況 …… 4
　　１　株式等の状況 …… 4
　　(1) 株式の総数等 …… 4
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 4
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 4
　　(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 4
　　(5) 大株主の状況 …… 4
　　(6) 議決権の状況 …… 5
　　２　役員の状況 …… 5
　第４　経理の状況 …… 6
　　１　四半期財務諸表 …… 7
　　(1) 四半期貸借対照表 …… 7
　　(2) 四半期損益計算書 …… 8
　　第１四半期累計期間 …… 8
　　２　その他 …… 13
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 14

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　　山道　裕己　殿
【提出日】	2021年11月15日
【四半期会計期間】	第15期第１四半期（自　2021年４月１日　至　2021年６月30日）
【会社名】	ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社
【英訳名】	ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　黒木　哲史
【本店の所在の場所】	福岡県春日市春日原北町二丁目２番１号
【電話番号】	092-558-2120（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　大西　智明
【最寄りの連絡場所】	福岡県春日市春日原北町二丁目２番１号
【電話番号】	092-558-2120（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　大西　智明

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第１四半期累計期間	第14期
会計期間		自2021年４月１日 至2021年６月30日	自2020年４月１日 至2021年３月31日
売上高	（千円）	1,351,915	5,086,031
経常利益	（千円）	110,438	250,720
四半期（当期）純利益	（千円）	74,422	97,140
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－
資本金	（千円）	104,742	104,742
発行済株式総数	（株）	11,369	11,369
純資産額	（千円）	683,886	609,463
総資産額	（千円）	2,120,100	2,015,029
１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	21.82	28.99
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	－	－
１株当たり配当額	（円）	－	－
自己資本比率	（％）	32.3	30.2

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

４．当社は、第14期第１四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第14期第１四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

５．当社は、2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり四半期（当期）純利益を算定しております。

２【事業の内容】

当第１四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第１四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績

当第１四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、日本国内各地で緊急事態宣言等が繰り返し発出される中、ワクチン接種が始まったものの、国内外の経済活動の停滞が懸念される状況にあります。

当社の属する医療・介護業界においては、新型コロナウイルス感染拡大により、医療・介護従事者及び患者様の感染対策やオンライン診療の一時的規制緩和措置を恒久化する議論が行われており、経営環境が変化しようとしています。

このような経営環境のなかではありますが、当社は、企業理念である「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で「安心」して療養できる社会インフラを創る」を実現するため、急成長しているきらりプライム事業を今後の企業展開の中核に据え、また新たな事業の開発に注力するなどして、当社の目指す「プライマリーケアのプラットフォーム企業」に向け尽力しております。

この結果、当第１四半期累計期間の売上高は1,351百万円となり、利益面では営業利益が110百万円、経常利益が110百万円、四半期純利益が74百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（在宅訪問薬局事業）

在宅訪問薬局事業では、在宅患者数が当四半期末時点において7,424人（前年同四半期比8.6%増）となっており、好調に推移しております。さらに、2021年６月に新百合ヶ丘たわら薬局（神奈川県川崎市麻生区）を出店し、引き続きドミナント出店戦略を推進してまいります。また、新型コロナウイルス感染拡大が続くなか、当社在宅薬局店舗では引き続き感染対策を実施し、患者様及び従業員の健康を守る取り組みを行っております。以上の結果、売上高は1,206百万円、セグメント利益は130百万円となりました。

（きらりプライム事業）

きらりプライム事業は、中小規模の薬局等と提携し、効率的な在宅薬局の運営ノウハウの提供、人材研修、24時間対応のためのオンコール体制の支援、在宅薬局特化型の在宅訪問薬局支援情報システム（ファムケア）の貸与及び医薬品購入の支援などのサービスを行っております。中小規模の薬局における在宅薬局の認知が高まっているなか、当事業の営業力強化に注力したことで、当四半期末時点で前年同四半期末加盟法人数77社から266社、店舗数は前年同四半期末加盟店舗数231店舗から701店舗と、３倍超となる大幅な提携薬局数の増加となっております。以上の結果、売上高は98百万円、セグメント利益は56百万円となりました。

（ケアプラン事業）

ケアプラン事業では、西日本エリア３拠点、東日本エリア２拠点の体制の強化に取り組んでおります。その結果、売上高は30百万円、セグメント利益は０百万円となりました。

（タイサポ事業）

タイサポ事業は、医療介護の専門スタッフが、高齢者施設等への入居を検討される利用者様の医療依存度及び介護度の高さに対応し、その利用者様のご要望などを満たした施設を提案・紹介し、サポートするサービスであります。当社においては、在宅訪問薬局事業やケアプラン事業等において広げている医療・介護ネットワーク（医療ソーシャルワーカー、ケアマネージャー及び介護施設との連携網）を有効活用することで、順調に成約数を増やしております。以上の結果、売上高は16百万円、セグメント利益は６百万円となりました。

②財政状態

（資産）

当第１四半期会計期間末における流動資産は1,590百万円となり、前事業年度末に比べ28百万円増加いたしました。これは主に、新店舗を開局し、商品が10百万円増加したことなどによるものであります。

固定資産は529百万円となり、前事業年度末に比べ76百万円増加いたしました。これは主に、報告書システム（ファムケア）の改修等に伴い無形固定資産が47百万円増加し、本社事務所の改修等により有形固定資産が27百万円増加したことなどによるものであります。

その結果、総資産は2,120百万円となり、前事業年度末に比べ105百万円増加いたしました。

（負債）

当第１四半期会計期間末における流動負債は1,158百万円となり、前事業年度末に比べ64百万円増加いたしました。これは主に、新店舗の開局及び既存店の売上好調に伴う仕入増加等により買掛金が76百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は277百万円となり、前事業年度末に比べ33百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金が約定返済により33百万円減少したことなどによるものであります。

その結果、負債合計は1,436百万円となり、前事業年度末に比べ30百万円増加いたしました。

（純資産）

当第１四半期会計期間末における純資産は683百万円となり、前事業年度末に比べ74百万円増加いたしました。これは主に、当期純利益が74百万円計上されたことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第１四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第１四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

３【経営上の重要な契約等】

当第１四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	45,476
計	45,476

（注）１．2021年９月30日開催の臨時株主総会決議により、2021年10月１日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は12,954,524株増加し、13,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（2021年６月30日）	提出日現在発行数（株）（2021年11月15日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,369	3,410,700	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	11,369	3,410,700	－	－

（注）１．2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これに伴い発行済株式総数が3,399,331株増加し、3,410,700株となっております。

２．2021年９月30日開催の臨時株主総会決議により、2021年10月１日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年４月1日～2021年６月30日	－	11,369	－	104,742	－	244,747
2021年10月１日（注）	3,399,331	3,410,700	－	104,742	－	244,747

（注）2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これに伴い発行済株式総数が3,399,331株増加し、3,410,700株となっております。

（５）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　11,369	11,369	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	11,369	―	―
総株主の議決権	―	11,369	―

（注）2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行うとともに、2021年９月30日開催の臨時株主総会決議により、2021年10月１日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式（その他）の株式数は普通株式3,410,700株、議決権の数は34,107個、発行済株式総数の株式数は3,410,700株、総株主の議決権の数は34,107個となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、第１四半期会計期間（2021年４月１日から2021年６月30日まで）及び第１四半期累計期間（2021年４月１日から2021年６月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の４の７－６」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

１【四半期財務諸表】

（１）【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当第１四半期会計期間 （2021年６月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	538,288	540,756
売掛金	832,636	831,225
商品	176,997	187,103
その他	13,929	31,706
流動資産合計	1,561,852	1,590,792
固定資産		
有形固定資産	142,100	169,367
無形固定資産	170,403	218,196
投資その他の資産	140,673	141,744
固定資産合計	453,177	529,307
資産合計	2,015,029	2,120,100
負債の部		
流動負債		
買掛金	537,131	613,888
１年内返済予定の長期借入金	163,248	156,416
未払法人税等	86,218	44,175
賞与引当金	82,903	82,157
その他	224,398	261,816
流動負債合計	1,093,900	1,158,454
固定負債		
長期借入金	284,384	250,404
資産除去債務	26,886	27,355
その他	394	―
固定負債合計	311,665	277,759
負債合計	1,405,565	1,436,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	104,742	104,742
資本剰余金	254,752	254,752
利益剰余金	249,968	324,391
株主資本合計	609,463	683,886
純資産合計	609,463	683,886
負債純資産合計	2,015,029	2,120,100

（２）【四半期損益計算書】

【第１四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第１四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年６月30日）
売上高	1,351,915
売上原価	1,069,707
売上総利益	282,207
販売費及び一般管理費	171,265
営業利益	110,941
営業外収益	
補助金収入	100
物品売却益	50
その他	75
営業外収益合計	225
営業外費用	
支払利息	701
その他	26
営業外費用合計	728
経常利益	110,438
税引前四半期純利益	110,438
法人税、住民税及び事業税	36,015
法人税等合計	36,015
四半期純利益	74,422

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第１四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第１四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第１四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第１四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当第１四半期累計期間に与える影響はありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第１四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年６月30日）
減価償却費	15,548千円
のれんの償却額	2,015

（株主資本等関係）

当第１四半期累計期間（自　2021年４月１日　至　2021年６月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第１四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第１四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第１四半期累計期間（自2021年４月１日　至2021年６月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額（注１）	四半期損益計算書計上額（注２）
	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	ケアプラン事業	タイサポ事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,206,570	98,186	30,848	16,309	1,351,915	－	1,351,915
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	1,206,570	98,186	30,848	16,309	1,351,915	－	1,351,915
セグメント利益	130,283	56,156	201	6,267	192,908	△81,966	110,941

（注）１．セグメント利益の調整額は、全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第１四半期累計期間（自2021年４月１日　至2021年６月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				合計
	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	ケアプラン事業	タイサポ事業	
一時点で移転される財又はサービス	1,206,570	16,518	30,848	16,309	1,270,247
一定の期間にわたり移転されるサービス	－	81,667	－	－	81,667
顧客との契約から生じる収益	1,206,570	98,186	30,848	16,309	1,351,915
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,206,570	98,186	30,848	16,309	1,351,915

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 （自2021年４月１日 至2021年６月30日）
１株当たり四半期純利益	21円82銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益（千円）	74,422
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益（千円）	74,422
普通株式の期中平均株式数（株）	3,410,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり四半期純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

当社は、2021年９月３日開催の取締役会において、株式分割について決議いたしました。また、当該株式分割に伴い、2021年９月30日開催の臨時株主総会において、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2021年９月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式１株につき300株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

分割前の発行済株式数	11,369株（2021年9月30日現在）
増加する株式数	3,399,331株
分割後の発行済株式総数	3,410,700株
分割後の発行可能株式総数	13,000,000株

（注）上記発行済株式総数等は、提出日現在の状況をもって記載しておりますので、新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増減する可能性があります。

③株式分割の効力発生日

2021年10月１日

④１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響については、（１株当たり情報）に反映しております。

(3) 単元株制度の採用

①新設する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

②単元株制度の効力発生日

2021年10月１日

(4) 株式分割に伴う定款の一部変更について

①変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項及び第191条の規定に基づき、2021年9月30日をもって当社の定款第６条及び第８条の変更をいたします。

②定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（変更箇所に下線を付しております。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、<u>45,476株</u>とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、<u>13,000,000株</u>とする。
（新設）	（単元株数） <u>第８条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。</u>

③定款変更の効力発生日

2021年10月１日

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

HYUGA PRIMARY CARE株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下平雅和

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているHYUGA PRIMARY CARE株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上